

右謹が審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十七年二月二十日

書記官長

議長宛

昭和十七年二月 日立案

主筆 書記官

高社

書記官長

書記官

陸軍司政官及海軍司政官特別任用令外一件

審査報告

(別紙ノ通り)

陸軍司政官及海軍司政官特別任用令外一件審査報告

謹デ今回御諮詢ノ陸軍司政官及海軍司政官特別任用令及大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初級陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件ヲ審査スルニ其ノ要旨左ノ如シ

第一 陸軍司政官及海軍司政官特別任用令

大東亞戰爭ニ際シ作戰直後ノ軍政施行ニ遺憾ナキヲ期スル爲曩ニ特設海

昭和十六年
勅令第五五號

軍部隊臨時職員設置制定セラレ特設ノ海軍部隊ニハ必要ニ應ジ海軍司

政長官(專任一人)、海軍司政官(專任九人)其ノ他ノ職員ヲ置クコトヲ得

官(專任五十人勅任)、陸軍司政官(專任三百五十人奏任)其ノ他ノ職員ヲ置クコトヲ得ル

モノト爲サントスルニ付右ノ陸軍司政官及海軍司政官ハ其ノ職務ノ性質
上其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定セズ廣ク適材ヲ求メ軍政

地域ニ關シ諸般ノ學識經驗アル者等ヨリモ之ヲ任用スルノ要アルガ故ニ

茲ニ本件ヲ以テ新ニ其ノ特別任用ノ規程ヲ設ケ陸軍司政官及海軍司政官
ハ正規ノ資格ナキモ各其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ
高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト爲サント
スルナリ

第二 大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初級陞級ノ規定ヲ
適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

本勅令第二條ニ於テハ特別任用規程ノ適用ヲ受クル若干ノ高等文官ヲ掲

格其ノ諸官ニ付テハ實際上其ノ任用ニ支障ナカラシムル爲高等官官等俸給令第四條所定ノ初級官等ニ關スル制限ヲ受ケシメザル旨ヲ定メタリ然ルニ前記ノ陸軍司政官及海軍司政官ニ付テモ亦同一ノ事由アルニ由リ本件ヲ以テ本勅令第二條列記ノ諸官中ニ右ノ二官ヲ追加シ此等ノ諸官モ亦高等官官等俸給令第四條所定ノ初級官等ニ關スル制限ヲ受ケザルモノト爲サントス

按ズルニ本案ノ二件ハ今次戰爭ニ際シ特設ノ陸海軍部隊等ニ屬シ特殊ノ行政事務ヲ處理セシムル爲ニ設置スル官ノ任用及官等ニ關シ特別ヲ設ケントスルモノニシテ孰レモ已ムヲ得ザルモノト認マラルルニ由リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベシト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十七年二月二十七日

書記官長

區密完

議長宛

林
院

昭和十七年二月 日立案

書記官長

主筆 書記官 高辻

書記官

高辻

昭和十六年勅令第四百十八號奏任、高辻省
工務官、特別任用ニ關スル件中改正、件
外一件審査報告

(別紙、通了)